

茨城県の動物愛護管理施策についての提言

茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会

平成31年3月

目 次

1	はじめに	1
2	茨城県の犬猫に係る現状と課題	
	(1) 犬猫の殺処分頭数等の推移	2
	(2) 殺処分頭数減少のための課題	4
3	動物愛護管理施策に対する提言	
	(1) 飼い主責任の強化	
	① 飼養者等に対する規制の強化	5
	② 県民に対する情報発信の強化	6
	(2) 執行体制の強化	
	① 不適正飼養者に対する指導体制の強化	6
	② 市町村・関係団体等との連携	7
	③ 県民に対する普及啓発の強化	8
	④ 拠点の強化	9
4	おわりに	11
5	茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会設置要項等	12

1 はじめに

本県における犬の殺処分頭数は、平成17年度から8年連続全国ワースト1位であった。その後は、平成25年度から27年度までが同2位、平成28年度は3位と、行政や県獣医師会をはじめとする関係団体等の努力と、県民の動物に対する愛護意識の高まりにあわせ、少しずつではあるがその順位を下げた。

さらに、平成28年12月には、殺処分頭数ゼロを謳う条例としては全国初となる「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」が議員提案によって制定され、当条例に賛同された県内外の動物愛護団体等の協力や県が実施した新たなプロジェクト事業の効果等により、平成29年度の犬の殺処分頭数は同7位にまで順位を下げている。

しかし、平成29年度の犬と猫を合わせた殺処分頭数は、全国では中位に位置しているものの、その数は713頭といまだに多くの犬猫が殺処分されている現実がある。

「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としており、こうした社会が実現していくことで、犬猫の殺処分がない状況が生じていくものとする。

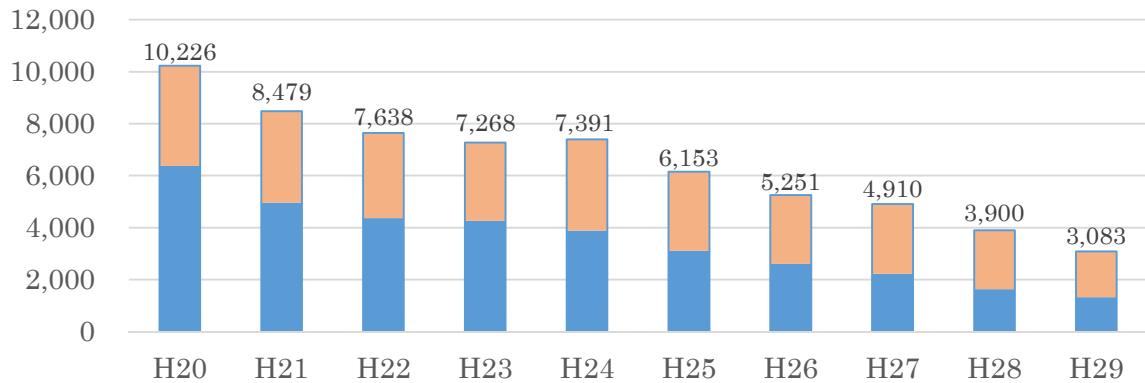
このように、人と犬や猫をはじめとする動物がともに幸せに暮らすことができる社会に向けて、行政が行うべき動物愛護管理施策の方向性について協議してきた。

本書はその協議結果を取りまとめ、県行政に対し提言書として作成したものである。

2 茨城県の犬猫に係る現状と課題

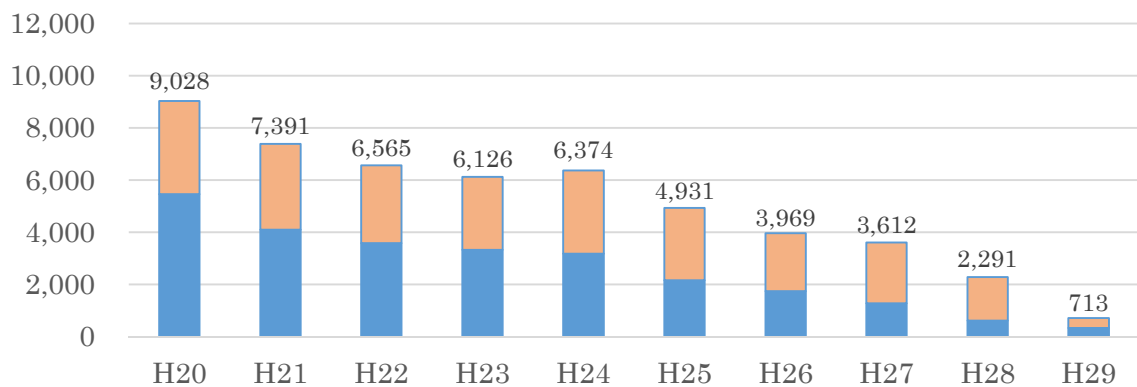
(1) 犬猫に係る本県の現状

① 収容頭数（上段：猫，下段：犬）



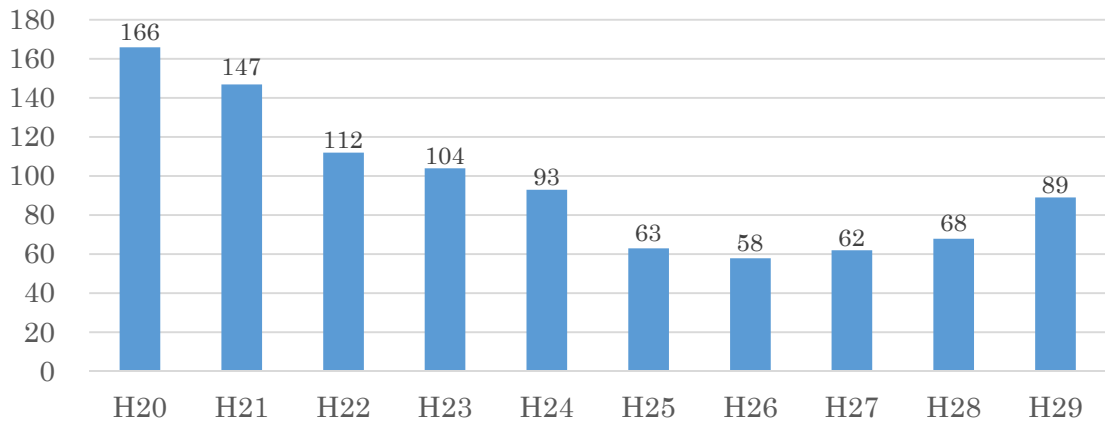
茨城県動物指導センターに収容される犬猫の頭数は、近年、徐々に減少しており、平成20年度に比べ平成29年度は、約1/3程度の3,083頭となっている。ちなみに、収容される猫の90%以上は生後間もない幼齢個体である。

② 殺処分頭数（上段：猫，下段：犬）



犬猫殺処分頭数も概ね年々減少しており、平成24年度からは、犬の殺処分頭数よりも猫の殺処分頭数が多くなった。また、「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」の制定により開始した新たな施策及び県内外の動物愛護団体の協力により、特に子猫の譲渡頭数が大幅に増加した。

③ 咬傷事故件数（犬のみ）



犬

による咬傷事故件数は、近年、届出件数が増加傾向にある。事故の原因としては、放し飼いが最も多く、けい留義務等飼い主への飼養管理の徹底が必要な状況が見受けられる。

④ 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例改正概要（平成 31 年 4 月 1 日施行）

ア 措置命令違反にかかる罰則の強化

<第 11 条>
動物（特定動物を除く。）が人に危害を加えたとき、又は加えるおそれのあると認めるとき

措置命令
※殺処分、けい留、施設の設置・改善、口輪の装着等

<第 17 条>

【現行】
6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金

【改正後】
6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

イ 立入調査拒否等に係る罰則の強化

<第 14 条>
・動物の所有者からの報告徴収
・動物を飼養する場所等への立入調査

<第 18 条>

【現行】20 万円以下の罰金
【改正後】30 万円以下の罰金

ウ 犬のけい留義務違反等に係る罰則の強化

- ・ 飼い犬のけい留義務（第 5 条第 1 号）
- ・ 動物が人の生命又は身体に危害を加えたときの届出義務（第 10 条第 1 項）
- ・ 人の生命又は身体に危害を加えた犬を検診させる義務（第 10 条第 2 項）
- ・ 野犬等を掃とうするために配置した薬物の移動又は損傷の禁止（第 13 条第 3 項）

<第 19 条>

【現行】
5 万円以下の罰金又は科料

【改正後】
30 万円以下の罰金又は科料

※けい留：飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おりその他の囲いの中で飼養し、又は鎖等でつないでおくこと（特定犬（規則で定めるものを除く。）については、おりの中で飼養すること。）。

(2) 人と動物の共生・殺処分頭数減少のための課題

- 人と動物がともに幸せに暮らせる社会を創生していくためには、飼い主責任の明確化や所有者明示の徹底など、動物の飼い主としての責任を強化するとともに、そのことを県民全体に対して強く情報発信していく必要がある。

- 併せて、行政としても指導體制及び普及啓発の強化や関係機関との連携強化など、動物愛護管理施策の執行体制を強化して、動物指導センターに収容される犬猫の頭数の減少を図るとともに、収容された犬猫については返還・譲渡を推進して、犬猫の殺処分ゼロを目指す必要がある。

3 動物愛護管理施策に対する提言

(1) 飼い主責任の強化

① 飼養者に対する規制の強化

茨城県動物指導センターに収容される犬及び猫は年々減少しているが、更なる減少と犬の放し飼いの抑止など適正飼養の普及を図るために、飼い主の飼養管理に係る規制を強化し、飼い主の飼養責任をより徹底することは効果的な方法のひとつであると考ええる。さらに、本県では平成29年度に89件の犬による咬傷事故が届けられており、咬傷事故を起こす犬の原因の第1位が放し飼い（逸走）であるとのことから、規制の強化は咬傷事故防止の観点からも効果が認められると考える。

県では、「茨城県動物愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成31年4月から犬のけい留義務違反等に対する罰金を引き上げることとしたが、不適正飼養の抑止効果が見られない場合、犬のけい留義務違反に限っては更なる罰金の引き上げを検討することも必要と考える。

加えて、動物指導センターへの犬及び猫の収容数を減少させるためには、飼い犬、飼い猫における所有者明示の強化及び登録義務が課されていない猫について徹底した適正飼養の推進を図ることも有効であると考ええる。

また、行方不明の動物の捜索及び所有者不明動物の所有者発見には、マイクロチップが有効と考えるが、マイクロチップを義務付けしている一部の欧州諸国とは法体系が異なり、我が国においては「狂犬病予防法」と「動物の愛護及び管理に関する法律」との整合性やマイクロチップのデータを一元管理する公的機関等について調整すべき点が多く、現時点での義務化は難しいため、法改正など国の動向を注視して対応する必要がある。

【具体的取り組み】

- ・ 飼い犬が逸走した際の逸走届出の義務化
- ・ 動物指導センターで犬猫を引き取る際の条件に、当該犬猫の親が不妊去勢手術済

であることを追加

- ・ 犬のけい留義務違反における罰金の更なる引上げ
- ・ 民法第 718 条（所有者・占有者責任）の周知
- ・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の徹底（犬の引取りの条件とする）
- ・ 所有者明示の徹底（迷子札等装着の促進）
- ・ 猫に係る罰則・規制の強化策（猫条例など）の検討
- ・ 猫の登録制度の検討
- ・ 動物取扱業者に対する犬及び猫へ販売時のマイクロチップ装着義務化の検討

② 県民に対する発信力の強化

現状においても、犬のけい留義務違反に対する罰金など、不適正飼養者に対する罰則規定を知る県民は多くないことから、条例改正を周知徹底するべきである。

周知にあたっては、積極的にマスメディアを活用するとともに、ターゲットとする年代等に応じた情報ツールを活用するなど、全県民に行きわたるような周知の方法が望まれる。

【具体的取り組み】

- ・ 県が持っている広報媒体の最大限の活用（茨ひより（茨城県公式バーチャルユーチューバー）等）
- ・ SNS（フェイスブック、ツイッター等）を活用した情報提供
- ・ NHK 県域放送番組内における放送枠の確保
- ・ 著名人による本県の動物愛護応援団（茨城県動物愛護大使）の結成
- ・ 狂犬病予防注射の集合注射時に資料頒布，口頭の説明（イベント）

（２）執行体制の強化

① 不適正飼養者に対する指導体制の強化

前に述べたように、県では、動物指導センターに収容される犬猫の更なる減少と咬傷事故の削減を図るため、「茨城県動物愛護及び管理に関する条例」を改正し、平成31年4月から犬のけい留義務違反等に対する罰金を引き上げることとしたが、こうした規制の強化をするとともに不適正飼養者に対する適正な飼養管理を指導するための体制を強化することで、その効果が十分に発揮されるものとする。

指導体制を強化するためにはマンパワーが必要であり、しかもただ人を増やすだけでなく、指導における専門的スキルを持った者を犬や猫に関して苦情等の多い地域に配置し、警察との連携を強化して罰則の適用も視野に入れた指導を行うことが望まれる。

また、本県の動物愛護行政は笠間市にある動物指導センターが県下全域を所管しているが、近年動物愛護意識の高まりと相まって、県民からの苦情・要望等も多種多様になっており、これまでに増して苦情・要望等に対応できる体制づくりが望まれる。

【具体的取り組み】

- ・ 不適正飼養者に対して指導及び告発を効果的に行えるよう警察官OBのような専門的スキルを持った職員の特定地域への配置
- ・ 動物指導センターにおける現行の苦情処理班体制の見直し（よりメリハリの利いたフレキシブルな体制）

② 市町村・関係団体等との連携

動物愛護管理行政は、法律の上では県の自治事務となっているが、実際の業務においては、市町村も市民からの問い合わせ等への対応に当たっている現状がある。

県は、市町村とこれまで以上に連携を強化し、動物飼養者への指導に地域の実情を良く知る市町村担当者及び動物愛護推進員にも同行してもらうなど、これま

で以上に協力体制の強化が望まれる。

併せて、市町村独自の動物愛護条例の制定や動物愛護協議会の設置の取り組みに加え、地域猫活動を含めた不妊去勢手術費用の助成事業にも市町村が取り組めるよう、これまで以上に働きかけを行うとともに、こうした事業に対して県から市町村に支援を行うなどして、連携と実質的な役割分担を推進していく必要がある。

また、県が動物愛護管理行政を進めていくうえで、県獣医師会や動物愛護団体等関係機関や動物愛護推進員との連携は不可欠である。

特に、多頭飼養崩壊対策においては、動物愛護団体からの情報が大変貴重であることから、県、市町村及び動物愛護団体等が連携し、素早い対応が取れる体制づくりを行う必要がある。

【具体的取り組み】

- ・市町村独自の動物愛護条例の制定及び動物愛護協議会の設置促進強化
- ・市町村が実施する不妊去勢手術に係る事業の促進・支援
- ・市町村担当者を対象とした、動物愛護管理行政の向上を目的とする研修会の実施
- ・保健所管轄区域単位による動物愛護協議会の設置促進
- ・県獣医師会等関係団体及び民間企業とのネットワークを活用した譲渡活動
- ・動物指導センターに収容された犬猫の譲渡に係る民間動物病院との協力体制の構築及び動物愛護団体等のネットワークの活用
- ・動物愛護団体等を対象とした譲渡に係る補助金等支援の継続

③ 県民に対する普及啓発の強化

これまでの地道な啓発活動により、県民の動物愛護への意識が徐々に醸成され、犬猫の殺処分頭数は減少してきたが、人と動物が共生する地域社会の実現するた

めには、県民全体に行きわたるような啓発を、学校、地域、家庭等が一体となつて積極的に行っていくべきである。

特に、人間形成の過程にある子供に対する啓発が大事であり、学校教育の中に動物愛護をプログラムとして導入するなど、その意識を植え付けられるような機会を設けるとともに、生命に対して子供が主体的に考えるための企画を取り入れることも大切である。

動物愛護教育を通して生命尊重、友愛、平和を理解し、将来の茨城県を担う健全な青少年を育成することができると思う。

【具体的取り組み】

- ・小中学生によるポスターコンクールの開催
- ・県教育委員会と連携した、動物愛護教育プログラムの開発
- ・県民運動団体（チャレンジいばらき県民運動）との連携
- ・小中学校において動物愛護に係る副読本の配布
- ・産業祭等イベントの活用、年間を通じたパネル展の開催
- ・県内関連企業等と連携した啓発
- ・県が持っている広報媒体の最大限の活用（茨ひより等）（再掲）
- ・SNS（フェイスブック、ツイッター等）を活用した情報提供（再掲）
- ・NHK 県域放送番組内における放送枠の確保（再掲）
- ・著名人による本県の動物愛護応援団（茨城県動物愛護大使）の結成（再掲）

④ 拠点の強化

茨城県動物指導センターは、昭和54年に笠間市内の現在地に設置された。

開所当時には、公衆衛生の向上増進を目的としていたが、40年が経過した現在は、人と動物のふれあいを求めた動物行政へと変化しており、設置当初から現存する施設は、今日の県民ニーズに十分に対応できているとは言い難い。人と動物の共

生ずる地域社会の実現を目指し動物愛護を具現化するためには、動物愛護に特化し、教育機関としての機能も持った新たな拠点となる施設が将来的に必要であると考え、犬猫の収容頭数が年間3千頭を超えている現時点においては、まずは動物指導センターへの収容頭数を減らすことを最優先に考え、ある程度収容頭数が減少することを見越して、新たな施設の規模や設置場所、衛生や共生に配慮した運営内容等について時間をかけて検討するべきものとする。

併せて、現施設については動物愛護機能をさらに充実させ、「動物指導センター」の名称を変更することも検討するべきとする。

また、動物指導センターに収容された犬及び猫は、譲渡登録団体等に大部分引き取ってもらっている現状があることから、県獣医師会をはじめとした関係団体等の協力を得るなどして、直接一般県民への譲渡を推進するなど、特定の団体等に頼らない譲渡の仕組みづくりを検討されたい。

【具体的取り組み】

- ・新施設建設にあたっての資金の確保（基金の設立等）
- ・公募による現施設の名称変更
- ・一般県民を対象とした譲渡会の充実
- ・県獣医師会等関係団体のネットワークを活用した譲渡活動（再掲）
- ・不適正飼養者に対して指導を行う専門的スキルを持った職員の特定期域への配置
(再掲)
- ・県教育委員会と連携した、動物愛護教育プログラムの開発（再掲）

4 おわりに

以上のとおり，茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会において，人と犬や猫をはじめとする動物がともに幸せに暮らすことができる社会に向けて，行政が行うべき動物愛護管理施策の方向性について，検討を重ね提言書としてとりまとめた。

今後，県におかれては，この提言書に記載された内容の取り組みを具現化され，人と動物が住みやすい茨城県づくりを進めていただくことを，委員一同切に願っている。

茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会設置要項

(設置)

第1条 犬猫殺処分ゼロに向けた総合的かつ中長期的対策を検討するため、茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 動物愛護管理の執行体制の強化に関すること。
- (2) 動物飼養者等に対する罰則・規制の強化に関すること。
- (3) 動物愛護の観点からの新組織のあり方に関すること。
- (4) その他、動物愛護管理施策のあり方の検討に必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、動物愛護に関する有識者、警察、行政等の中から、8名以内で組織し、知事が委嘱する。

3 委員会は、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月末日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要項は、平成30年8月8日から施行する。

茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会委員一覧

(敬称略, 順不同)

氏 名	所 属 等
会田 保彦	ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科名誉教授
宇佐美 晃	公益社団法人茨城県獣医師会長
長谷川 幸介	茨城県生涯学習・社会教育研究会長
森田 冴子	みとみらい法律事務所弁護士
勝山 亜佐美	公益社団法人日本愛玩動物協会茨城県支所長
田口 伸一	茨城県議会議員 (前保健福祉医療委員会委員長)
榎戸 一男	茨城県警察本部生活安全部生活環境課長
前田 亨	茨城県保健福祉部技監兼生活衛生課長

茨城県動物愛護管理施策のあり方検討委員会の開催状況

第1回 平成30年8月30日 (木)

第2回 平成30年10月25日 (木)

第3回 平成31年1月22日 (火)